

事 務 連 絡

令和2年6月18日

一般社団法人三重県LPガス協会長 様

三重県防災対策部消防・保安課長

新型コロナウイルス感染症対策に関する感染拡大予防ガイドライン等の定着に向けた取組等について

平素は本件の保安行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

現在の三重県の新型コロナウイルス感染症の状況は、休業要請や移動自粛に対する皆さまのご協力等により、感染拡大には至っておりません。新型コロナウイルス感染症拡大防止にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、6月18日までは5都道県（北海道、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県）との間での不要不急の移動を控えるようお願いしているところですが、6月19日からは県外移動にかかる自粛のお願いはしないこととしております。

今後の新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策としては、『新しい生活様式』の定着及び『感染拡大予防ガイドライン等』の実践が重要となります。

最新の業種別ガイドライン策定状況等の URL をお知らせしますので、ご参考としていただき、引き続き感染拡大防止対策に努めていただきますようお願いいたします。

記

## 1 『三重県指針』 ver. 2 の抜粋

### (1) 新しい生活様式の定着(p2)

新型コロナウイルス感染症との長丁場の戦いを乗り切るため、政府専門家会議で示された「人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける」、「会話をする際は、可能な限り真正面を避ける」、「買い物は、1人又は少人数ですいた時間に」などの『新しい生活様式』及び『人との接触を8割減らす、10のポイント』を取り入れ、感染症に強い生活様式を定着させてください。

## (2) 感染拡大予防ガイドライン等の実践(p5)

感染防止対策の徹底に際し、業種や施設の種別に応じた感染拡大予防ガイドライン等を作成し、従業員に周知徹底のうえ実践するとともに、感染防止対策を講じている旨をホームページ上に公開、店舗内に掲示することで周知するなど、感染防止対策を自主的・積極的に進めていただくようご協力をお願いします。

## 2 関係 URL

内閣府・業種別ガイドライン

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

内閣府・新しい生活様式

[https://corona.go.jp/prevention/pdf/atarashii\\_seikatsu.pdf](https://corona.go.jp/prevention/pdf/atarashii_seikatsu.pdf)

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』 ver. 2

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000892193.pdf>

三重県ガイドライン例

[https://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/m0068000066\\_00007.htm](https://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/m0068000066_00007.htm)

事務担当

消防・保安課 予防・保安班

電話 059(224)2183

FAX 059(224)3350

E-mail : shobo@pref.mie.lg.jp